

日本女医会吉岡彌生賞 規程

(目 的)

第1条 日本女医会吉岡彌生賞は、日本における女性医師の養成及び育成の礎を築いた吉岡彌生の偉業を称え、医学又は社会に貢献した者に賞を授与することによって、国民の健康と福祉の増進を図ることを目的とする。

(対 象)

第2条 公益社団法人日本女医会の最高の賞として、次に該当する女性医師いずれか1名に授与する。

1. 医学に貢献した女性医師
2. 社会に貢献した女性医師

(応募資格)

第3条 同賞を受賞したことのある者、日本女医会荻野吟子賞を受賞したことのある者は、応募することはできない。

(表彰方法)

第4条 表彰は定時総会の席上において会長が行い、賞状、楯および副賞を授与する。

2. 副賞は20万円とする。

(選考委員・選考委員会)

第5条 選考委員会は7名（会長、副会長、庶務部担当理事、外部選考委員）の委員をもって構成し理事会で決定する。その任期は日本女医会役員任期と同じとする。委員長は会長とする。

2. 選考委員会は、候補者について書類選考し、別に定める審査基準に基づき、受賞者を決定する。
3. 選考過程で、さらに外部アドバイザーを選定し、意見を得ることができる。
4. 候補者の親族及び推薦者は選考委員になれない。なお、選考委員に欠員が生じたときは理事会の互選により選出する。但し外部選考委員に欠員が生じた時は、新たに外部選考委員を理事会が委嘱する。
5. 外部選考委員の詳細については外部選考委員規程に定める。

(審査対象)

第6条

1. 医学に貢献した女性医師

査読のある欧文の医学雑誌に掲載された論文全文を5編、およびその他査読のある国内外の医学雑誌に掲載された代表的な論文10編。

2. 社会に貢献した女性医師

国内外での医療活動・保健・福祉活動、女性医師支援および女性医師の地位向上等における諸業績。

1・2 共通

国内外での学会等での多数の特別講演、招聘講演、国際貢献、受賞歴等。

(候補者の推薦)

第7条 日本女医会員2名による推薦が必要である。推薦者は、医学に貢献、あるいは社会に貢献した者のいずれかを申請書に明記する。

(応募方法)

第8条 所定の申請書類等（履歴書・推薦状他）を期限内に提出する。

(規程の改廃)

第9条 この規程を改廃する場合は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、日本女医会が公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

参 考

「吉岡彌生賞」は1969年の総会において龍 智恵子先生の発案により日本女医会の事業として制定された賞である。この趣旨に賛同された荒川あや先生から2千万円の寄付を頂き、それを基金としてその利子で運営されてきた。しかし、近年金利のみにて賞を維持することが困難となったため、2008年に理事会の議決を経て多くの会員から寄附金398万円を頂き、それを原資に追加して運営している。

(平成26年3月19日改訂)

(平成26年7月19日改訂)

(平成27年1月18日改訂)

(平成29年2月18日改訂)

(令和4年7月16日改訂)

(令和4年11月19日改訂)

(令和7年4月19日改訂)

(令和8年7月29日改訂)